

五所川原市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業について

母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に向けた資格取得のため6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担の軽減等のために、訓練促進給付金を支給します。

対象になる方

五所川原市に住所を有する方で、下記すべてに該当する場合に支給の対象となります。

- 母子家庭の母又は父子家庭の父であって、20歳未満の児童を扶養している方
- 児童扶養手当の支給を受けている方か、同様の所得水準にある方
- 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 過去に訓練促進給付金等を受給したことのない方
- 訓練促進給付金と同様の趣旨で支給される給付金を受給していない方
(求職者支援制度による職業訓練受講給付金や雇用保険法の訓練延長給付、教育訓練支援給付金など)

支給の対象となる資格の例

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格、雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定を受けた情報系の資格や講座等

支給期間

- (1) 高等職業訓練促進給付金 修業期間の4年を上限として全期間
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金 修業期間終了後に支給

支給額

種別	市民税課税の有無	支給額
(1) 高等職業訓練促進給付金	非課税世帯	月額 100,000 円
		養成機関修了までの最後の12ヵ月 (修業期間が12ヵ月未満の場合は当該期間) 月額 140,000 円
	課税世帯	月額 70,500 円
		養成課程修了までの最後の12ヵ月 (修業期間が12ヵ月未満の場合は当該期間) 月額 110,500 円
(2) 高等職業訓練修了支援給付金	非課税世帯	50,000 円
	課税世帯	25,000 円

申請手続き ※ 支給申請前に事前相談が必要です (詳細は裏面をご覧ください)

- (1) 高等職業訓練促進給付金
養成機関入学後「高等職業訓練促進給付金支給申請書」により支給申請し、審査の後、支給の可否が決定されます。支給方法は対象月の出席状況等を翌月10日(土日・祝日にあたる場合は、その直前の平日)までに提出することで、提出月の末日に口座振込されます。
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金
修業期間修了後、30日以内に「高等職業訓練修了支援給付金支給申請書」により支給申請し、審査の後、支給されます。

その他不明な点は下記までお問い合わせください

〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1 電話 0173-35-2111 (代表)
五所川原市 福祉部 子育て支援課 手当医療係 内線2482
金木総合支所 総合窓口係 内線3133
市浦総合支所 総合窓口係 内線4066

高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金の申請から支給まで

●支給申請前に

事前相談

●養成機関での修業を開始後

高等職業訓練促進給付金支給申請書（様式第1号）

を提出

……添付書類・申請者及び児童の戸籍謄本

- ・世帯員全員の住民票謄本
- ・児童扶養手当証書または所得課税証明書
- ・市民税課税状況が分かる書類
- ・養成機関への在籍が分かる書類
- ・申請者名義の通帳

※公簿での確認に同意されれば省略可能なものもあります。

高等職業訓練促進給付金支給決定通知書
（様式第4号）

高等職業訓練促進給付金不支給決定通知書
（様式第4号）

以後、支給対象月の翌月10日までに
養成機関出席状況証明書（様式第6号）を提出

※10日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日までに
（例えば、4月分は5月10日までに）

支給対象外

申請月の末日に、希望する金融機関へ口座振込により支給
（例えば、4月分出席状況を5月10日までに提出すれば5月末日に4月分として支給）

※ただし、当該月について年間カリキュラムに組み込まれている事由以外の事由で1日も出席しなかった場合は支給されません。
また、年度末には単位取得証明書を提出して下さい。

※訓練促進給付金を受給期間中、受給資格要件を満たさなくなった、又は市民税課税状況や世帯構成が変更となった場合は、訓練促進給付金受給資格喪失（変更）届（様式第7号）の提出が必要です。

●養成機関での修業期間が修了したら、修了日から30日以内に

高等職業訓練修了支援給付金支給申請書（様式第2号）

を提出

……添付書類・申請者及び児童の戸籍謄本

- ・世帯員全員の住民票謄本
- ・児童扶養手当証書または所得課税証明書
- ・市民税課税状況が分かる書類
- ・養成機関の修了証明書の写し 等

※公簿での確認に同意されれば省略可能なものもあります。

高等職業訓練修了支援給付金支給決定通知書
（様式第5号）

高等職業訓練修了支援給付金不支給決定通知書
（様式第5号）

希望する金融機関へ口座振込により支給

支給対象外

※いずれの給付金についても、支給決定後であっても支給要件に該当しなくなったまたは支給事由に変更があったと認めるときは支給決定の取消または変更があるほか、支給後であっても支給要件に該当しなくなったまたは偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたときは、既に支給した給付金を返還していただくことになりますのであらかじめご了承ください。